**商品売買基本契約書**

株式会社○○○○（以下「甲」という）と、株式会社□□□□（以下「乙」という）は、次のとおり商品売買基本契約（以下「本契約」という）を締結する。

第１条（取引条件等）

甲は下記の商品を以下の約定で乙に売り渡し、乙はこれを買い受ける。

　品　名：○○○○○○○

　数　量：○○○個

　単　価：○○○円

　金　額：○○○○○○円

　引渡日：令和○年○○月○○日

第２条（再販条件）

１．商品の再販売先、再販売価格、数量等の再販条件については、甲乙協議の上、別途これを定める。

２．乙は前項に基づき定められた再販条件を誠実に遵守するものとする。

第３条（納品）

　１．甲は、個別契約に定められた納期に、商品を乙の指定する場所に納品するものとする。

　２．甲は、納期前に商品を納入しようとする場合は、事前に乙の承諾を得るものとする。

　３．甲は、納期に商品を納入できないおそれが生じたときは、直ちにその旨乙に通知するものとする。

　４．乙は本商品納入後、○○日以内に商品の検査をするものとする。

第４条（検品）

　１．甲は、本製品が納入されたときは、遅滞なく受入検査を実施し、納入された本製品が受入検査に合格したときは、乙に対し、検収の通知を発するものとする。

　２．受入検査により、品種、数量、品質について個別契約の定めと相違が発見されたときは、甲は、直ちにその旨乙に通知し、併せてその処理について指示を与えるものとする。

　３．本製品の納入後○○日以内に、甲が検収の通知または前項に定める通知を発しないときは、納入日より○○日後に検収合格されたものとみなす。

第５条（返品）

　甲は、検品完了後の返品は受付けないものとし、乙はこれに同意する。

第６条（品質保証）

１．甲は、甲に納入する本製品が甲の指示する仕様に合致し、定められた品質、性能を具備することを保証する。

２．甲が乙に納入した本製品に隠れたる瑕疵が発見されたときは、甲は、無償で、瑕疵ある本製品の修理、代替品の納入、その他甲の求める措置を講ずるものとする。ただし、第４条で定めた期間を経過したときは、この限りでない。

第７条（秘密保持）

１．乙は本契約に関して知りえた情報を一切他に漏洩させてはならない。

２．甲乙間の機密情報、個人情報等の取扱は、は甲乙間で別途締結する秘密情報等保持契約（NDA等名称は問わない）によるものとする。

第８条（契約解除）

当事者の一方が本契約の条項に違反した時は、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。

第９条（第三者の権利侵害）

　乙が本件業務を行うにあたり、第三者との間に紛争が生じた場合は、乙の責任と負担においてこれを解決するものとする。

第１０条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、○○地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

第１１条（契約の適用）

本契約に関し、甲乙間協議の上、締結され、一切の個別契約に適用することとする。但し、個別契約で特別の規定をしたときは、その規定に従うこととする。

第１２条（協議）

本契約に定めない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書２通作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有する。

令和○年○○月○○日

甲：

東京都○○区○○○○○○○○-○-○

株式会社○○○○

代表取締役　○○　○○

乙：

東京都○○区○○○○○○○○-○-○

株式会社□□□□

代表取締役　○○　○○